

女性活躍推進法に基づく認定企業

(令和8年4月24日認定)

株式会社百十四銀行（高松市）



女性活躍推進法に基づく行動計画を策定した旨の届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります。

認定を受けると、認定マーク（愛称：えるぼし）を自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺、ホームページ、求人広告等に使用することができます。

認定の実績

- ◆ 労働者数：2,249人（うち女性1,165人）
- ◆ 業 種：金融業、保険業
- ◆ 雇用管理区分：総合職、エリア総合職、エキスパート職等
- ◆ 女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準
- 平成28年7月にえるぼし（3段階目）の認定を受けており、現在も、採用、継続就業、時間外労働及び休日労働、管理職、多様なキャリアコースの5要件を満たしています。
- 女性の健康上の特性に配慮した制度として、以下の有給の休暇を設けています。
 - ヘルスサポート休暇：休暇生理日の就業が著しく困難な場合
 - ファミリーサポート休暇：配偶者、子又は子の配偶者が出産する場合
 - 出生サポート休暇：本人又は配偶者が不妊治療に係る通院等をする場合
- 女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる制度の内、時間単位の年次有給休暇、短時間勤務制度、在宅勤務の制度を設けています。
- 経営トップ層が全労働者に対し、女性の健康上の特性へ配慮する方針を示し、上記の女性の健康上の特性に配慮した制度について周知しているほか、役員者に対する生理痛体験研修等の研修や「職場のロリエ（生理用ナプキン）」の設置等の取組も行っています。
- 女性健康配慮担当者を3名選任し、全労働者に周知しています。

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室(TEL087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階

香川労働局 ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>